

## **【事案Ⅱ－２】後遺障害共済金請求**

・2023年9月19日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

申立人は、被共済者の身体状況が後遺障害診断書に記載のある「ほぼ寝たきりで推移している」「労働能力が全くなく生命維持に必要な身の回りの処理の動作について他人の介護を随時要する」状態にあるので、身体障害等級「第2級」に該当するとして「重度障害共済金」の支払を求め、裁定の申立てをしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

提示された後遺障害認定（認定等級第14級9号）に納得ができない。被共済者の実態は、後遺障害診断書にも記載がある「ほぼ寝たきりで推移している」「労働能力が全くなく生命維持に必要な身の回りの処理の動作について、他人の介護を随時要する」状態であるため、交通事故損害賠償法施行令より引用した後遺障害の等級の備考に記されている内容をふまえて、身体障害等級「第2級」随時介護を要するものに該当するとの認定を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 被共済者は、交通事故で頸椎損傷により右上半身や右腕にしびれなどが残ったほか、外傷により「脳脊髄液減少症」を発症した。
- (2) 長年にわたりA病院で何度もブラッドパッチ・アートセラピーなどの様々な治療をしてきたが、改善傾向が薄く現在常時寝たきり状態である。
- (3) 後遺障害診断書では、「労働能力が全くなく生命維持に必要な身の回りの処理の動作について他人の介護を随時要する」とされている。
- (4) 身体障害者手帳においても「交通事故による体幹の機能障害により座位又は起立位を保つ事が困難なもの」となっている。
- (5) 脳脊髄液減少症は病態や診断方法も確立されていないと回答頂いたが、交通事故当初から診断されており、その後も数年おきに実施した画像診断においても診断は確定している。脳脊髄液減少症や交通事故からの現在の病状との因果関係がなくても現時点での病状に対しての医師の診断書に記載されている内容を考慮すれば提示された認定等級（第14級9号）では理解や納得が出来ない。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

## 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 約款・事業規約において『「身体障害」とは、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいい、また、「重度障害」とは、同表の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態その他この会が認めるものをいう。』と定義し、併せて「身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態 その他この会が認めるもの。」と規定している。そのため、障害の程度の評価は、原則として療養効果が期待し得ない状態となり、症状が固定したときに行うこととなる。被共済者の身体の状態は、A病院の後遺障害診断書の「4. 後遺障害の内容に対する所見(回復の見込み等)」欄には「難治性の脳脊髄液減少症であり、根気よく治療を続ける必要がある。」同「5. 症状の固定時期(回復の見込みがなくなった時期)」欄に「2. 症状未固定の場合の『ア・治療中』」に丸印が付されている。また、A病院の後遺障害診断書発行日以降のB病院の記録ではリハビリや投薬による症状改善が認められている。従って、治療中で症状が固定したと判断できないため、被共済者の身体の状態を身体障害として評価することはできない。
- (2) 被共済者はA病院による後遺障害診断書の「日常生活上の所見」ではすべての項目について一人ではできないとされているが、「日常生活上の介護の要否」では、食事、洗顔、排泄は自力可能とされており、別の診断書の「日常生活動作の障害程度」では他のいくつかの動作についても実行可とされているので、「日常生活上の所見」の内容をそのまま採用することはできない。
- (3) 被共済者は、B病院の看護記録等によれば、自立歩行による外出も可能で自宅での日常生活動作に大きな支障はなく、事理弁識能力や労働能力も備えているので、身体障害等級第2級「重度障害」に該当するとは認められない。

### <裁定の概要>

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された一切の書面や証拠資料を精査し、慎重に検討するとともに、中立かつ公正な第三者である専門家に意見を求め、判断の参考とすることが相当であると考え、意見照会を行ったところ、「書面のみにおいては、症状固定の可否、後遺障害診断の妥当性等を判断することは困難である。」との回答であった。

当審議会は、裁判外紛争解決機関であり、証人尋問などの強制力を伴う証拠調べをする権限を有しないなど、その事実解明権能には制約が存するところであるから、申立人、被申立人双方において、争点をめぐる事実関係についてさらに立証を尽くそうとするのであれば、それは裁判所における訴訟手続によることが妥当であり、裁定開始後に裁定手続規則第16条第十号に規定する事由に該当することが判明したときに該当すると判断し、同規則第28条第二号に基づき、裁定打切りとした。